

# 相続税・贈与税 税務報酬規定

税理士法人 やまと  
姫命OFFICE

2021年3月1日現在



## 1. 相続税 税務代理・税務書類の作成報酬

法第2条第1項第1号に掲げる業務(不服申し立てを除く。)の代理報酬

(単位:円)

遺産総額	税務書類作成報酬 税務代理報酬及び	共同相続人 (一人を増すごとに (受遺者を含む))	共同相続人(受遺者を含む)						
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
3,000万円 未満	264,000	9,900	273,900	283,800	293,700	303,600	313,500	323,400	333,300
3,000万円 以上	495,000	33,000	528,000	561,000	594,000	627,000	660,000	693,000	726,000
5,000万円 以上	742,500	57,750	800,250	858,000	915,750	973,500	1,031,250	1,089,000	1,146,750
7,000万円 未満	1,155,000	99,000	1,254,000	1,353,000	1,452,000	1,551,000	1,650,000	1,749,000	1,848,000
1億円 以上	1,567,500	140,250	1,707,750	1,848,000	1,988,250	2,128,500	2,268,750	2,409,000	2,549,250
3億円 以上	1,980,000	181,500	2,161,500	2,343,000	2,524,500	2,706,000	2,887,500	3,069,000	3,250,500
5億円 以上	2,392,500	222,750	2,615,250	2,838,000	3,060,750	3,283,500	3,506,250	3,729,000	3,951,750
7億円 以上	2,970,000	280,500	3,250,500	3,531,000	3,811,500	4,092,000	4,372,500	4,653,000	4,933,500
10億円 以上	3,135,000	297,000	3,432,000	3,729,000	4,026,000	4,323,000	4,620,000	4,917,000	5,214,000
1億円 増すごとに	165,000円 を加算	165,000円 を加算							
加算報酬	財産の評価等の事務が著しく複雑な時は、上記金額から¥165,000を差し引いた金額の100%相当を限度として加算することがあります。								

脚注

(1) 法第33条の第2項に規定する計算事項等を記載した書面を作成し、納税申告書に添付したときは、それぞれ税務代理報酬額の20%相当額を限度として加算することがあります。

## 2. 贈与税 税務代理・税務書類の作成報酬

● 契約書作成報酬…11,000円 ● 申告書作成報酬…55,000円

## 3. 税務相談報酬

- ① 口答によるもの ● 1時間以内…22,000円 ● 1時間を越える場合…1時間につき11,000円を加算
- ② 書面によるもの…137,500円
- ③ 書面によるもので特別の調査研究を必要とするもの…275,000円

## 4. 日当、旅費及び宿泊料

- ① 日当 1日あたり…55,000円(1日に満たないときは、1日とみなす)
- ② 旅費及び宿泊料…実費

表示価格は税込です。